

# 平成26年6月議会議案説明資料

○議案第126号 福岡市市税条例の一部を改正する条例案

○議案第143号 福岡市市税条例の一部を改正する条例の専決  
処分について

財 政 局



## 福岡市市税条例の一部を改正する条例案

地方税法の改正に伴い、福岡市市税条例（昭和36年条例第53号。以下「市税条例」という。）の一部を改正する必要があることから、条例改正を行うもの。

### 1 改正内容

#### (1) 法人市民税の税率改正に伴う規定の整備（第20条、附則第14条）

地方法人課税の偏在是正のため、地方法人税（地方法人税法に基づく国税）が創設されるとともに、地方税法の改正により法人市民税（法人税割）の税率が引き下げられたことに伴い、市税条例においても同様に税率の改正を行うもの。

#### (2) 軽自動車税の税率改正に伴う規定の整備（第60条、附則第32条）

地方税法の改正により、負担水準の適正化やグリーン化の推進等の観点から軽自動車税の税率が引き上げられたことに伴い、市税条例においても同様に税率の改正を行うもの。

#### (3) 固定資産税に係る「わがまち特例」の追加に伴う規定の整備（附則第27条）

地方税法の改正により、固定資産税に係る特例措置について、地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）が追加されたことに伴い、当該特例の軽減割合を定めるもの。

#### (4) その他規定の整備

- ① 地方税法等の改正により、市税条例の条文中に発生した号ずれ等について、規定の整備を行うもの。（第33条、第34条の2、第39条、第41条）
- ② 「項建て」となっている市税条例附則について、地方税法附則と同様に「条建て」に改めるもの。

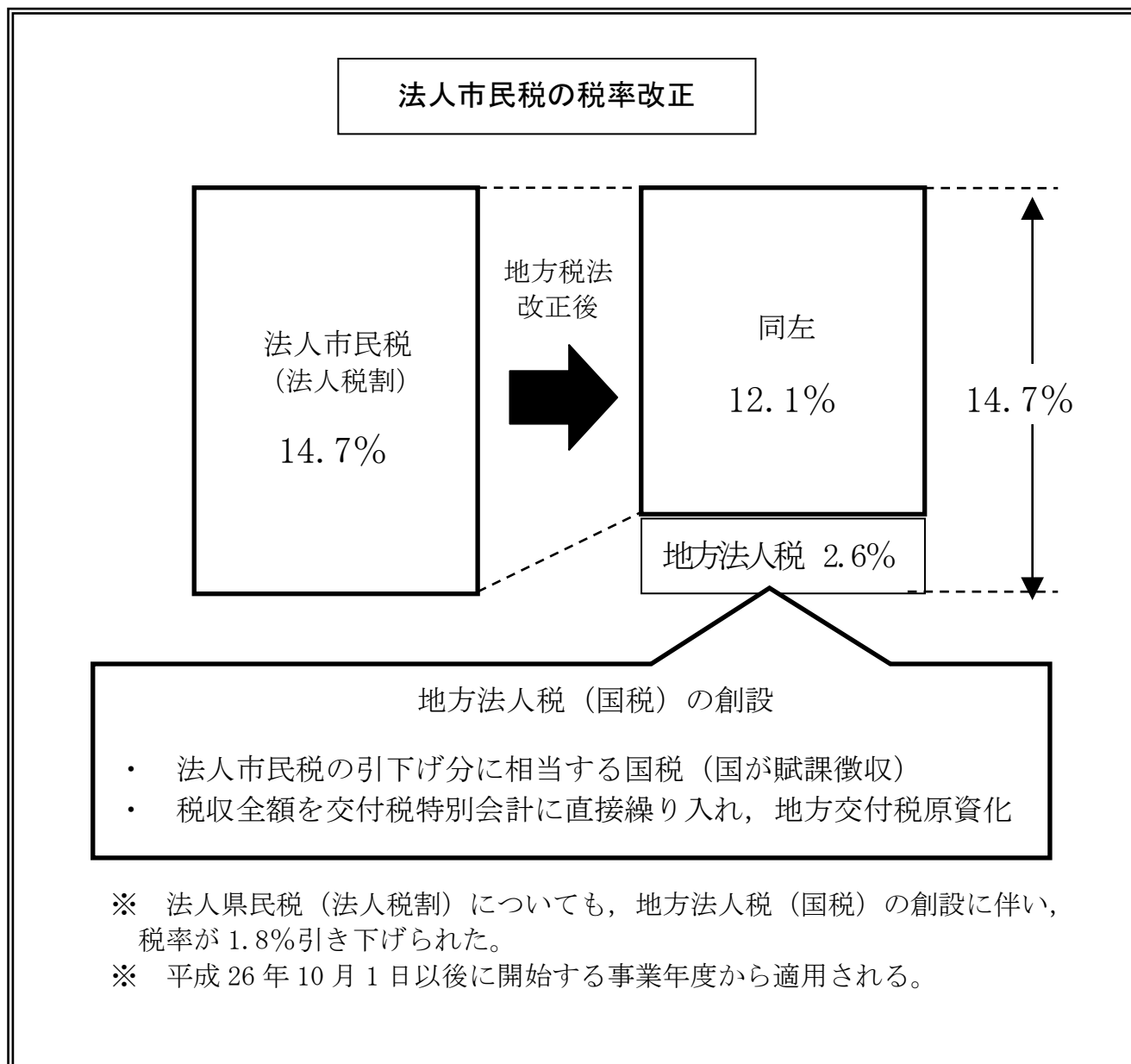
### 2 施行期日

- (1) 第20条、附則第14条・・・・・・・・・・・・・・・・平成26年10月1日
- (2) 第60条・・・・・・・・・・・・・・・・平成27年4月1日
- (3) 第33条、第34条の2、附則第32条・・・・・・・・平成28年4月1日
- (4) 第39条、第41条・・・・・・・・・・・・・・・・規則で定める日
- (5) その他・・・・・・・・・・・・・・・・公布の日

# 法人市民税の税率改正に伴う規定の整備

## 1 地方税法の改正概要

地方法人課税の偏在是正のため、地方法人税（国税）が創設されるとともに、地方税法の改正により法人市民税（法人税割）の税率が引き下げられた。



## 2 市税条例の改正概要

上記の地方税法の改正に伴い，市税条例における法人市民税（法人税割）の税率の規定についても，同様に改正するもの。

# 軽自動車税の税率改正に伴う規定の整備

## 1 地方税法の改正概要

地方税法の改正により、負担水準の適正化やグリーン化の推進等の観点から軽自動車税の税率が引き上げられた。

### (1) 3輪以上の軽自動車の税率改正

平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受ける3輪以上の軽自動車に係る税率について、自家用乗用車は1.5倍、その他の区分の車両は約1.25倍に引き上げられた。

《具体例》・4輪自家用乗用車（年額）

改正前 7,200円 ⇒ 改正後 10,800円（1.5倍）

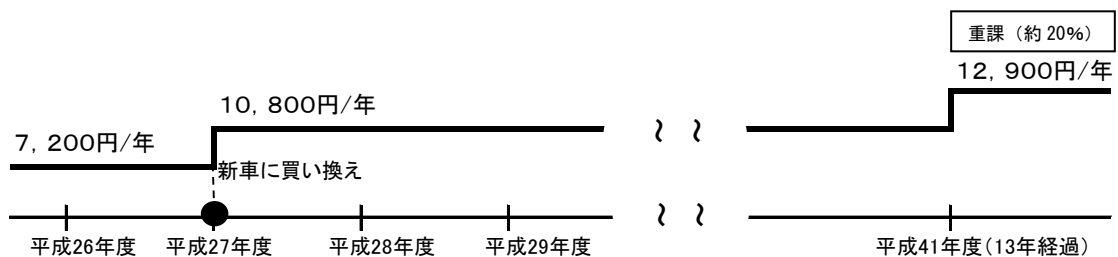
・4輪自家用貨物車（年額）

改正前 4,000円 ⇒ 改正後 5,000円（1.25倍）

### (2) 3輪以上の軽自動車に係るグリーン化の推進

登録自動車と同様に、最初の新規検査から13年を経過した3輪以上の軽自動車について、税率に約20%の重課が行われ、平成28年度分の軽自動車税から適用される。

《具体例》平成27年4月1日に新車（4輪自家用乗用車）に買い換えた場合



### (3) 原動機付自転車等の税率改正

税率が現行の約1.5倍（最低年税額2,000円）に引き上げられ、平成27年度分の軽自動車税から適用される。

《具体例》・原動機付自転車（50cc以下（年額））

改正前 1,000円 ⇒ 改正後 2,000円（最低年税額）

・軽2輪車（125cc超～250cc以下（年額））

改正前 2,400円 ⇒ 改正後 3,600円（1.5倍）

## 2 市税条例の改正概要

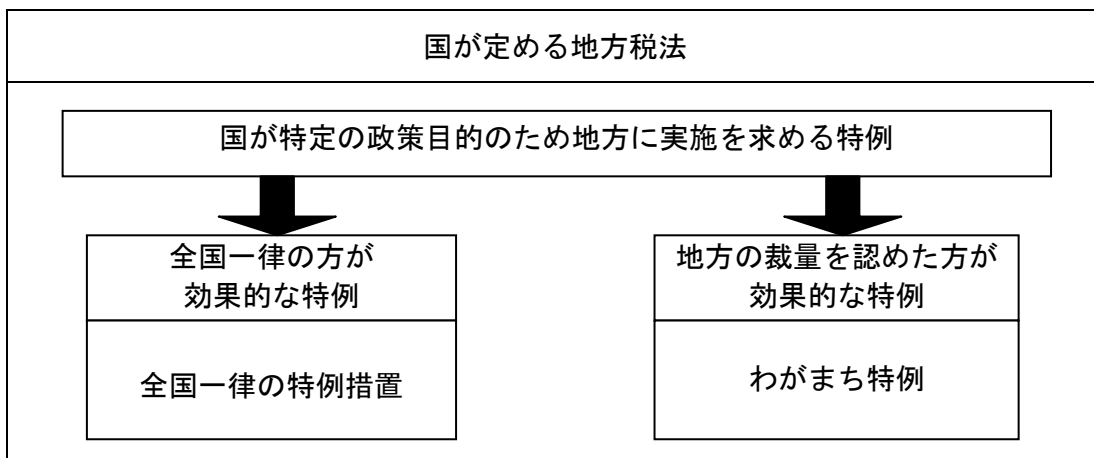
上記の地方税法の改正に伴い、市税条例における軽自動車税の税率の規定についても、同様に改正するもの。

# 固定資産税に係る「わがまち特例」の追加に伴う規定の整備

地方税法の改正により，固定資産税に係る特例措置について，地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）が追加されたことに伴い，当該特例の軽減割合を定めるもの。

## 1 「わがまち特例」の導入

平成24年度地方税法改正において，地方税の特例措置について，地方自治体の自主的な判断を拡大する観点から，国が全国一律に定めていた軽減割合を地方自治体の条例で決定できる仕組みが導入された。

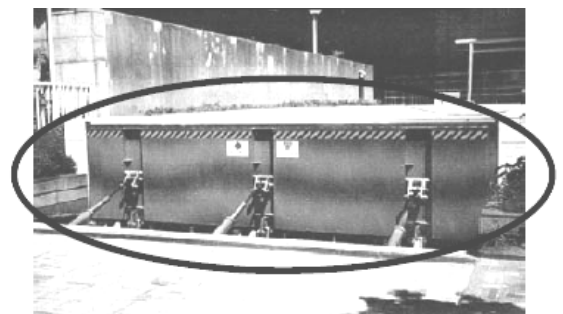


※ 平成24年度において，下水道除害施設に係る固定資産税の特例措置について，市税条例を改正済みである。

## 2 地方税法及び市税条例の改正概要

### (1) 浸水防止用設備（新設特例）

浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者又は管理者が，水防法に規定された浸水防止計画に基づき取得した設備に対して講じる固定資産税（課税標準）の特例措置（5年度分のみ）



止水板

《対象資産》 止水板，防水扉，排水ポンプ等

地方税法改正前	地方税法改正後	福岡市
特例なし (新設)	2/3を参酌して1/2以上 5/6以下の範囲内において 市町村の条例で定める割合	特例割合 2/3

※ 平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得したものに限り。

(2) ノンフロン製品（新設特例）

自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器に対して講じる固定資産税（課税標準）の特例措置（3年度分のみ）

《対象資産》CO<sub>2</sub>ショーケース等



CO<sub>2</sub>ショーケース

地方税法改正前	地方税法改正後	福岡市
特例なし (新設)	3/4を参酌して2/3以上 5/6以下の範囲内において 市町村の条例で定める割合	特例割合 3/4

※ 平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得したものに限り。

(3) 公害防止用設備（既存特例の延長）

公共の危害防止のために設置された施設又は設備に対して講じる固定資産税（課税標準）の特例措置

※ 平成26年4月1日から平成28年3月31日までに取得したものに限り。



ドライクリーニング機  
(活性炭吸着回収装置)

①水質汚濁防止法に基づく汚水廃液処理施設

《対象資産》工場等に設置される沈殿・浮上装置等

地方税法改正前	地方税法改正後	福岡市
特例割合 1/3 (全国一律)	1/3を参酌して1/6以上 1/2以下の範囲内において 市町村の条例で定める割合	特例割合 1/3

②大気汚染防止法に基づく指定物質排出抑制施設

《対象資産》テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置

地方税法改正前	地方税法改正後	福岡市
特例割合 1/2 (全国一律)	1/2を参酌して1/3以上 2/3以下の範囲内において 市町村の条例で定める割合	特例割合 1/2

③土壌汚染対策法に基づく特定有害物質排出抑制施設

《対象資産》フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置

地方税法改正前	地方税法改正後	福岡市
特例割合 1/2 (全国一律)	1/2を参酌して1/3以上 2/3以下の範囲内において 市町村の条例で定める割合	特例割合 1/2

福岡市市税条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(法人税割の税率) 第20条 法人税割の税率は、<u>100分の14.7</u>とする。</p>	<p>(法人税割の税率) 第20条 法人税割の税率は、<u>100分の12.1</u>とする。</p>
<p>(法人等の市民税の申告納付) 第33条 略 2及び3 略 4 法人税法第74条第1項</p>	<p>(法人等の市民税の申告納付) 第33条 略 2及び3 略 4 法人税法第74条第1項又は第144条の6第</p>
<p>____の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第145条____において準用する場合を含む。以下この項及び第34条の2第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第145条____において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。</p>	<p><u>1項</u>の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第34条の2第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。</p>
<p>5 略</p>	<p>5 略</p>
<p>(法人等の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金) 第34条の2 法人税法第74条第1項____の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセント</p>	<p>(法人等の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金) 第34条の2 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセント</p>



改正前	改正後
<p>の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>第39条 法第348条第2項第10号から第10号の7までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該土地、家屋又は償却資産が同項第10号から第10号の7までに掲げる事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を営業者の所有に属しないものである場合においては、当該土地、家屋又は償却資産を当該社会福祉事業等を営業者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>第39条 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該土地、家屋又は償却資産が同項第10号から第10号の9までに掲げる事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を営業者の所有に属しないものである場合においては、当該土地、家屋又は償却資産を当該社会福祉事業等を営業者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p>
<p>（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなつた固定資産の所有者がすべき申告）</p> <p>第41条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の7まで、第11号の3から第11号の5まで、第12号又は第24号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p>	<p>（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなつた固定資産の所有者がすべき申告）</p> <p>第41条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5まで、第12号又は第24号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p>
<p>（軽自動車税の税率）</p> <p>第60条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。）</p> <p style="text-align: right;">年額 1,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、</p>	<p>（軽自動車税の税率）</p> <p>第60条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。）</p> <p style="text-align: right;">年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、</p>

改正前	改正後
<p>0.8キロワット以下のもの 年額 <u>1,200円</u></p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 <u>1,600円</u></p> <p>エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 <u>2,500円</u></p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 <u>2,400円</u></p> <p>3輪のもの 年額 <u>3,100円</u></p> <p>4輪以上のもの 乗用のもの</p> <p>営業用 年額 <u>5,500円</u></p> <p>自家用 年額 <u>7,200円</u></p> <p>貨物用のもの</p> <p>営業用 年額 <u>3,000円</u></p> <p>自家用 年額 <u>4,000円</u></p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用自動車（刈取脱穀作業用自動車を含む。） 年額 <u>1,600円</u></p> <p>その他のもの 年額 <u>4,700円</u></p> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額 <u>4,000円</u></p>	<p>0.8キロワット以下のもの 年額 <u>2,000円</u></p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 <u>2,400円</u></p> <p>エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 <u>3,700円</u></p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 <u>3,600円</u></p> <p>3輪のもの 年額 <u>3,900円</u></p> <p>4輪以上のもの 乗用のもの</p> <p>営業用 年額 <u>6,900円</u></p> <p>自家用 年額 <u>10,800円</u></p> <p>貨物用のもの</p> <p>営業用 年額 <u>3,800円</u></p> <p>自家用 年額 <u>5,000円</u></p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用自動車（刈取脱穀作業用自動車を含む。） 年額 <u>2,400円</u></p> <p>その他のもの 年額 <u>5,900円</u></p> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額 <u>6,000円</u></p>
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(市民税に関する規定の適用)</p> <p>2 略</p> <p>(固定資産税に関する規定の適用)</p> <p>3 略</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 略</p> <p>(市民税に関する規定の適用)</p> <p>第2条 略</p> <p>(固定資産税に関する規定の適用)</p> <p>第3条 略</p>

改正前	改正後
4 略	<u>第4条</u> 略
(軽自動車税に関する規定の適用)	(軽自動車税に関する規定の適用)
5 略	<u>第5条</u> 略
(商品切手発行税に関する規定の適用)	(商品切手発行税に関する規定の適用)
6 略	<u>第6条</u> 略
(福岡市市税条例の廃止に関する規定)	(福岡市市税条例の廃止に関する規定)
7 略	<u>第7条</u> 略
(経過措置)	(経過措置)
8 略	<u>第8条</u> 略
(延滞金の割合の特例)	(延滞金の割合の特例)
9 当分の間、第11条、第33条第2項、第34条第2項、第69条の5、第85条第2項(第85条の4において準用する場合を含む。)及び第93条の18第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下 <u>この項及び次項</u> において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下 <u>この項及び次項</u> において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。	<u>第9条</u> 当分の間、第11条、第33条第2項、第34条第2項、第69条の5、第85条第2項(第85条の4において準用する場合を含む。)及び第93条の18第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下 <u>この条及び次条</u> において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下 <u>この条及び次条</u> において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。
10 略	<u>第10条</u> 略
11 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に <u>前項</u> の規定により第	<u>第11条</u> 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に <u>前条</u> の規定により第

改正前	改正後
<p>34条の2に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第145条第1項において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第34条の2の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第34条の2に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p>	<p>34条の2に規定する延滞金の割合を前条に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この条において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第145条第1項において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第34条の2の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第34条の2に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p>
<p>12 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日)をいう。</p> <p>(法人等の均等割の税率の特例)</p>	<p>第12条 前条に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日)をいう。</p> <p>(法人等の均等割の税率の特例)</p>
<p>13 略</p> <p>(法人等の法人税割の課税の特例)</p>	<p>第13条 略</p> <p>(法人等の法人税割の課税の特例)</p>
<p>14 当分の間、前項に掲げる法人等(法第312条第3項第4号に掲げる公共法人等を除</p>	<p>第14条 当分の間、前条に掲げる法人等(法第312条第3項第4号に掲げる公共法人等を除</p>

改正前	改正後
<p>く。)に対して課する法人税割額は、第20条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に<math>\frac{14.7}{100}</math>の0.8を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。ただし、受託法人(法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者について、法第294条の2第1項及び第2項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者として第2章第1節の規定を適用する場合における当該受託者をいう。)に対して課する法人税割額については、この限りでない。</p>	<p>く。)に対して課する法人税割額は、第20条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に<math>\frac{12.1}{100}</math>の0.8を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。ただし、受託法人(法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者について、法第294条の2第1項及び第2項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者として第2章第1節の規定を適用する場合における当該受託者をいう。)に対して課する法人税割額については、この限りでない。</p>
<p>(特別土地保有税の課税の停止) 15 略</p>	<p>(特別土地保有税の課税の停止) 第15条 略</p>
<p>(特別土地保有税の課税標準額の特例) 16 略</p>	<p>(特別土地保有税の課税標準額の特例) 第16条 略</p>
<p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の特例) 17 略</p>	<p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の特例) 第17条 略</p>
<p>(平成17年度分の個人の市民税に関する特例) 18 略</p>	<p>(平成17年度分の個人の市民税に関する特例) 第18条 略</p>
<p>(平成18年度分の個人の市民税に関する特例) 19 略</p>	<p>(平成18年度分の個人の市民税に関する特例) 第19条 略</p>
<p>20 平成18年度分の個人の市民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であつたものの所得割(分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。)については、新法及びこの条例の規定中所得割に関する部分(新法第314条の8第1項を除く。)を適用した場合における所得割の額から、当該額の<math>\frac{3}{10}</math>に相当する額を控除するものとする。</p> <p>(平成19年度分の個人の市民税に関する特</p>	<p>第20条 平成18年度分の個人の市民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であつたものの所得割(分離課税に係る所得割を除く。以下この条において同じ。)については、新法及びこの条例の規定中所得割に関する部分(新法第314条の8第1項を除く。)を適用した場合における所得割の額から、当該額の<math>\frac{3}{10}</math>に相当する額を控除するものとする。</p> <p>(平成19年度分の個人の市民税に関する特</p>

改正前	改正後
例) 21 略	例) 第21条 略
22 平成19年度分の個人の市民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であつたものの所得割(分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。)については、新法及びこの条例の規定中所得割に関する部分(新法第314条の8第1項を除く。)を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の1に相当する額を控除するものとする。  (東日本大震災等に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)	第22条 平成19年度分の個人の市民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であつたものの所得割(分離課税に係る所得割を除く。以下この条において同じ。)については、新法及びこの条例の規定中所得割に関する部分(新法第314条の8第1項を除く。)を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の1に相当する額を控除するものとする。  (東日本大震災等に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)
23 略	第23条 略
24 略	第24条 略
25 略	第25条 略
26 略	第26条 略
<u>(法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合)</u>	<u>(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)</u>
27 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	第27条 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
	2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
	3 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
	4 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
	5 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
	6 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
(特定移行一般社団法人等に係る固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(特定移行一般社団法人等に係る固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
28 法附則第41条第15項各号に掲げる固	第28条 法附則第41条第9項各号に掲げる固

改正前	改正後
<p>定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該固定資産を事業の用に供する者が同項の特定移行一般社団法人等(以下この項において「特定移行一般社団法人等」という。)に該当することを明らかにする書類及び当該特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館を設置した年月日を記載した書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものであるときは、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該固定資産を事業の用に供する者が同項の特定移行一般社団法人等(以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。)に該当することを明らかにする書類及び当該特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館を設置した年月日を記載した書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものであるときは、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>
<p>(福岡市総合特区の区域内の認定事業資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除)</p> <p>29 福岡市グリーンアジア国際戦略総合特区の推進に関する条例(平成24年福岡市条例第85号。次項において「特区推進条例」という。)第5条第1項に規定する認定事業資産(次項において「認定事業資産」という。)に対しては、第36条第1項及び第94条の規定にかかわらず、新たに固定資産税及び都市計画税を課すべき年度から3年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、これを課さない。</p>	<p>(福岡市総合特区の区域内の認定事業資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除)</p> <p>第29条 福岡市グリーンアジア国際戦略総合特区の推進に関する条例(平成24年福岡市条例第85号。次条において「特区推進条例」という。)第5条第1項に規定する認定事業資産(次条において「認定事業資産」という。)に対しては、第36条第1項及び第94条の規定にかかわらず、新たに固定資産税及び都市計画税を課すべき年度から3年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、これを課さない。</p>
<p>30 認定事業資産について前項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者が特区推進条例第4条第1項に規定する福岡市指定法人であることを証する書類、前項の規定の適用を受けようとする家屋及び償却資産が認定事業資産であることを証する書類その他市長が必要と認める書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(平成26年度から平成35年度までの各年度</p>	<p>第30条 認定事業資産について前条の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者が特区推進条例第4条第1項に規定する福岡市指定法人であることを証する書類、前条の規定の適用を受けようとする家屋及び償却資産が認定事業資産であることを証する書類その他市長が必要と認める書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(平成26年度から平成35年度までの各年度</p>

改正前	改正後															
<p>分の個人の市民税に関する特例) 31 略</p>	<p>分の個人の市民税に関する特例) 第31条 略</p> <p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第32条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車<del>が初めて</del>道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第60条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="831 752 1422 965"> <tr> <td data-bbox="831 752 1043 792">第60条第2</td> <td data-bbox="1043 752 1235 792">3,900円</td> <td data-bbox="1235 752 1422 792">4,600円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 792 1043 833">号ア</td> <td data-bbox="1043 792 1235 833">6,900円</td> <td data-bbox="1235 792 1422 833">8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1043 833 1235 873">10,800円</td> <td data-bbox="1235 833 1422 873">12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1043 873 1235 913">3,800円</td> <td data-bbox="1235 873 1422 913">4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1043 913 1235 954">5,000円</td> <td data-bbox="1235 913 1422 954">6,000円</td> </tr> </table>	第60条第2	3,900円	4,600円	号ア	6,900円	8,200円		10,800円	12,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円
第60条第2	3,900円	4,600円														
号ア	6,900円	8,200円														
	10,800円	12,900円														
	3,800円	4,500円														
	5,000円	6,000円														



## 福岡市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）が平成26年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、福岡市市税条例（以下「市税条例」という。）の一部を改正する必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成26年3月31日に「福岡市市税条例の一部を改正する条例（福岡市条例第54号）」を次のように専決処分した。

本件はこのことについて同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

### 1 改正内容

- 耐震改修を実施した大規模建築物等に係る固定資産税の特例措置（第50条）

地方税法の改正において、耐震改修を実施した大規模建築物等に係る固定資産税については、申告に基づき、税額の2分の1が軽減される規定が整備されたことに伴い、市税条例においても当該申告手続きに係る規定を定めるもの。

### 2 施行期日

平成26年4月1日

## 耐震改修を実施した大規模建築物等に係る固定資産税の特例措置

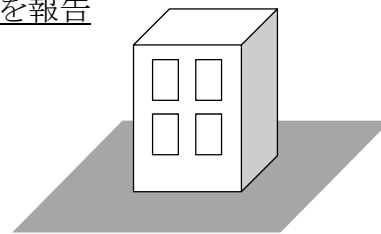
地方税法の改正において、耐震改修を実施した大規模建築物等に係る固定資産税の特例措置の規定の整備に伴い、当該措置に係る申告手続きの規定を定めるもの。

### 概要

◇ 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正(平成25年11月25日施行)に伴い、大規模建築物等について耐震診断を実施し、所管行政庁(福岡市)に結果を報告することが義務付けられた。

<大規模建築物等>

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物等(病院・旅館等)
- 地方公共団体が指定する避難路に敷地が接する建築物
- 都道府県が指定する防災拠点建築物



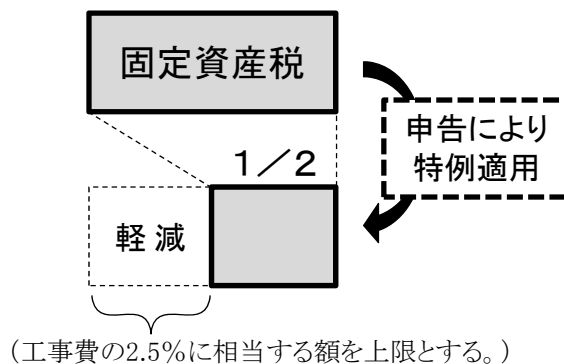
※耐震改修の例  
・鋼板による柱補強 など

耐震改修促進の支援策

### 大規模建築物等に係る固定資産税の特例措置

◇ 大規模建築物等の所有者が、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に耐震改修工事を行い、改修後3ヶ月以内に市町村に申告した場合に、大規模建築物等に係る固定資産税を減額する特例措置が整備されるもの。(地方税法附則第15条の10)

- 減額対象期間  
…耐震改修工事が完了した年の翌年度から2年度分
- 減額の割合  
…固定資産税の税額の2分の1  
(上限)工事費の2.5%に相当する額



※ 本措置に併せて、国税においても耐震改修投資促進税制(法人税・所得税における25%特別償却)が創設されている。

※ 住宅については、平成18年度税制改正により同様の特例措置が設けられている。

地方税法上の特例規定の整備を踏まえ、市税条例において、納税義務者の住所、氏名、建築物の所在地、耐震改修の完了日等の申告手続きの規定を定めるもの。

福岡市市税条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第50条 略 2～8 略</p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第50条 略 2～8 略</p> <p>9 <u>法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(4) <u>耐震改修が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</u></p> <p>(6) <u>耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</u></p>